

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【米原市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

**外国人児童生徒サポート支援事業**

滋賀県教育委員会

関係機関  
\* 滋賀県国際協会

市関係機関  
\* 子育て支援課  
\* 人権政策課  
\* 地域振興課外国人受付窓口  
\* 多文化共生協会窓口  
\* 市民保険課窓口

米原市教育委員会

指導

★母語支援員★

対象児童生徒が在籍する学校に一定期間継続して派遣し、学校生活に必要な初步的、基本的な日本語指導及び生活適応指導を行う。  
連絡協議会を設置し、情報共有を図る。

派遣・支援



2. 具体の取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営  
・支援員、学校担当者、教育委員会担当者で生徒の情報交換や指導実践内容の共有等を実施した。  
・市内教育機関と連携を図り、児童生徒に必要な支援等を行った。  
・支援員の勤務について、月ごとに支援実績表、学期ごとに実績報告書を教育委員会に提出し、実施状況を確認した。

(2) 学校における指導体制の構築  
・外国からの転入者があった際に、市教育委員会事務局担当者が、母語支援員と、支援が必要な学校とのコーディネートを行う。  
・対象児童生徒が安心して学習したり、学校生活を送ったりすることができるよう、継続して学習支援や通訳・翻訳等の支援を行った。  
・各校の担当教員が中心となり、母語支援員と連携を図り、計画的に支援を実施した。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施  
・当該校で計画に基づき、日本語指導及び教科の学習指導を実施した。

4月 指導計画様式の配布および作成依頼  
年度当初の職員会議にて、「特別の教育課程」による日本語指導について職員間で情報共有

5月 「特別の教育課程」の編成と実施についての情報共有・実践

8月 個別の指導計画に基づいた指導実践の見直しおよび計画

2月 個別の指導計画の評価を実施し、次年度に向けた検討

(4) 成果の普及  
・県の研修会での交流などで、市町担当者と情報交換を行った。

- ・保育幼稚園課や市内の園と連携し、今後就学を予定する外国籍の状況を把握して、外国人児童生徒支援に対する取組について普及した。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・自動翻訳機(ポケトーク等)や1人1台端末を活用し、外国人児童生徒および保護者の支援を行った。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・コミュニケーション能力や基礎的・基本的な学力を身につけるための通訳や翻訳等の支援。

- ・学校生活を円滑に送るための学習指導、生活指導、教育相談の実施。

- ・学校と家庭の円滑な人間関係を結ぶための支援。

### 3. 成果と課題

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・担当者や関係機関が連携をして児童生徒のニーズを把握することで、個々の実態に応じた支援をすることができた。

- ・切れ目のない支援を行うために、関係機関との連携の機会を増やしていく。

- ・担当者の過重な負担にならず効率的に情報共有等を図る機会を確保する方法を検討する。

(2)学校における指導体制の構築

- ・支援員との良好な人間関係により、児童生徒が安心して学習に取り組むことができた。また、日本語指導だけではなく、保護者を含めた進路相談等も実施し、進路を見据えた学習指導を学校と家庭で意思疎通を図りながら進めることができた。

- ・効果的な小中接続が図れるよう、担当間での情報共有や連携ができる仕組の構築や進路を見据えた指導体制の確立をしていく。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・「特別の教育課程」について情報共有することで、より効果的に日本語指導ができる体制を構築することができた。

- ・個別の指導計画の実施・見直しのサイクルにより、対象児童生徒の学びが向上した。

- ・本人の希望等により、取り出し指導をすることが難しい場面もあった。

- ・「特別の教育課程」の作成における「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」の活用について周知を図り、効果的な指導や支援につなげていく必要がある。

(4)成果の普及

- ・他市町の実践事例に触れることで、これまでの実践を振り返ることができた。

- ・成果や課題を共有することで、本市の取組の検証などを行うことができた。

- ・市内の学校から本事業に関する問い合わせもあり、必要に応じて活用する体制を構築することができた。

- ・本市においては、外国人児童生徒の受け入れ実績が少ないとから、今後さらに情報収集や発信をする必要がある。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・自動翻訳機の活用は、支援員不在時のコミュニケーションや指導の手助けとなった。

- ・1人1台端末を活用し、一人ひとりに応じた学校生活や学習の支援を行うことができた。

- ・日本語指導におけるICTの効果的な活用方法について情報共有や研修の機会を設ける。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語の理解が進み、周囲とのコミュニケーションを図れるようになった。

- ・特に内容的に理解困難な教科の支援を行い、対象生徒の学びを深めることができた。

- ・進路説明会や保護者との懇談で通訳として支援することにより、学校と家庭の円滑な関係作りをすることができた。

- ・急な転入等に対応できる受け入れ体制の構築および指導のできる人材の確保・育成を行う必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (園)	7人 (1校)	1人 (1校)	0人 (校)	0人 (校)	0人 (校)	0人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		7人 (1校)	0人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
4. その他(今後の取組予定等)							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要是、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。